



光陽通信

発行月：2017年10月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的 중요度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第3号として、秋号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2017年秋号 目次

- ごあいさつ…………… p1
- 業務紹介…………… p2
- 事務所の概要…………… p3
- 判決に学ぶ…………… p4
- いわゆる人工乳首事件について雑感 p5
- 意匠・商標…………… p6
- 海外の特許事情
- 各種セミナーのご紹介
- 弁理士紹介…………… p7
- 著作権侵害の主体について
- 銀座界限「てくてくグルメ」…… p8



判決に学ぶ

弁護士 井上 修一

知財高裁平成28年9月20日判決（平成27年（行ケ）第10242号）

～プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する最判の適用範囲を限定する判決～

第1. 事案の概要

1 手続の経緯等

被告は、平成13年5月29日、発明の名称を「二重脛形成用テープまたは系及びその製造方法」とする発明につき特許を出願し（特願2001-160951号）、平成14年2月8日、設定登録を受けた（特許第3277180号。以下「本件特許」という。）。

原告らは、平成27年4月1日、特許庁に対し、本件特許の請求項1に係る発明につき特許無効審判請求をした（無効2015-800103号）。これに対し、特許庁は、同年11月4日、「本件審判の請求は成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をした。

原告らは、同年12月4日、本件訴訟を提起した。

2 特許請求の範囲

本件特許の特許請求の範囲における請求項1の記載は、以下のとおりである。（以下、請求項1に係る発明を「本件発明1」、本件発明1に係る明細書を「本件明細書」という。）。「【請求項1】延伸可能でその延伸後にも弾性的な伸縮性を有する合成樹脂により形成した細いテープ状部材に、粘着剤を塗着することにより構成した、ことを特徴とする二重脛形成用テープ。」

第2. 判旨

本判決は、以下のように述べて、原告らの請求を棄却した。

「物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合（いわゆるプロダクト・バイ・プロセス・クレームの場合）において、当該特許請求の範囲の記載が法36条6項2号にいう「発明が明確であること」という要件に適合するといえるのは、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実際のでないという事情が存在するときに限られると解される（最高裁判所第二小法廷平成27年6月5日判決・民集69巻4号700頁）ところ、本件発明1に係る上記記載は、これを形式的に見ると、確かに経時的な要素を記載するものといえることもでき、プロダクト・バイ・プロセス・クレームに該当すると見る余地もないではない。

しかし、プロダクト・バイ・プロセス・クレームが発明の明確性との関係で問題とされるのは、物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されているあらゆる場合に、その特許権の効力が当該製造方法により製造された物と構造、特性等が同一である物に及ぶものとして特許発明の技術的範囲を確定するとするならば、その製造方法が当該物のどのような構造又は特性を表しているのかが不明であることなどから、第三者の利益が不当に害されることが生じかねないことによるところ、特許請求の範囲の記載を形式的に見ると経時的であることから物の製造方法の記載があるといえるとしても、当該製造方法による物の構造又は特性等が明細書の記載及び技術常識を加えて判断すれば一義的に明らかである場合には、上記問題は生じないといえる。そうすると、このような場合は、法36条6項2号との関係で問題とすべきプロダクト・バイ・プロセス・クレームと見る必要はないと思われる。

ここで、本件明細書の記載を参照すると、本件明細書には「二重脛形成用テープは、図2に示すように、弾性的に伸縮するX方向に任意長のシート状部材11の表裏前面に粘着剤12を塗着し、これを多数の切断面Lに沿って細片状に切断することにより、極めて容易に製造することができる。」（甲1の段落【0013】）という態様、すなわち、粘着剤を塗着した後、細いテープ状部材を形成する態様を含めて「図1及び図2に示す実施例では、弾性的に伸縮する細いテープ状部材の表裏両面に粘着剤2を塗着している」（同段落【0014】）と記載されている。また、本件発明1は、「テープ状部材の形成」と「粘着剤の塗着」の先後関係に関わらず、テープ状部材に粘着剤が塗着された状態のものであれば二重脛を形成し得ること、すなわちその作用効果を奏し得ることは明らかである。

そうすると、本件発明1の「…細いテープ状部材に、粘着剤を塗着する」との記載は、細いテープ状部材に形成した後に粘着剤を塗着するという経時的要素を表現したのではなく、単にテープ状部材に粘着剤が塗着された状態を示すことにより構造又は特

性を特定しているにすぎないものと理解するのが相当であり、物の製造方法の記載には当たらないというべきである。

したがって、本件発明1は、法36条6項2号との関係で問題とされるべきプロダクト・バイ・プロセス・クレームには当たらない。この点に関する原告らの主張は採用し得ない。」

第3. 解説

1 本判決前の事情

プロダクト・バイ・プロセス・クレームについては、従前より物質同一説（物質として同一である限り製法が異なっても権利範囲に含まれるとする説）と、製法限定説（当該製法によって製造された物質に権利範囲が限定されるとする説）とが対立していたところ、最高裁判平成27年6月5日判決（民集69巻4号700頁）は、「物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であっても、その特許発明の技術的範囲は、当該製造方法により製造された物と構造、特性等が同一である物として確定されるものと解するのが相当である。」として、物質同一説を採用すべきことを明確にしたうえで、「物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合において、当該特許請求の範囲の記載が特許法36条6項2号にいう「発明が明確であること」という要件に適合するといえるのは、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実際のでないという事情が存在するときに限られると解するのが相当である。」とした。従来の裁判例で特に問題となっていなかった明確性要件を突如として持ち出し、製造方法をクレームに記載したのみで多くの特許が無効となかなかない判示を行ったことで、大きな混乱を巻き起こしたことは記憶に新しいところである。

そこで、実務上、上記最高裁判決に従った場合の不都合を回避するための方策が模索され、審査基準においても、平成28年3月30日付改訂特許・実用新案審査ハンドブックにおいては、プロダクト・バイ・プロセス・クレームが明確性要件違反となる場合を限定的に解していた。

2 本判決について

本判決は、上記のような事情が存した中で、知財高裁として、上記最高裁判決の適用範囲を限定した判決として、大きな意義を有する。

すなわち、上記最高裁判決は、プロダクト・バイ・プロセス・クレームが原則として明確性要件に違反する理由として、「物の発明についての特許に係る特許請求の範囲において、その製造方法が記載されていると、一般的には、当該製造方法が当該物のどのような構造若しくは特性を表しているのか、又は物の発明であってもその特許発明の技術的範囲を当該製造方法により製造された物に限定しているのかが不明であり、特許請求の範囲等の記載を読む者において、当該発明の内容を明確に理解することができず、権利者がどの範囲において独占権を有するのかについて予測可能性を奪うことになり、適当ではない。」という点を挙げている。したがって、これに従うのであれば、形式的にはプロダクト・バイ・プロセス・クレームに該当し得る場合であっても、特許請求の範囲を読むものが権利範囲を明確に認識できるものであれば、明確性要件を問題とする必要はないということとなる。

そこで、本判決は、このような上記最高裁判例の趣旨に従い、形式的に見ればクレームに物の製造方法の記載が存在する場合であっても、当該製造方法による物の構造又は特性等が一義的に明らかである場合には、特許法36条6項2号との関係で問題とすべきプロダクト・バイ・プロセス・クレームと見る必要はないとして、製造方法の記載があるクレームにつき、明確性要件違反となる場合を限定したものである。

3 本判決後の事情

知財高裁は、本判決後も上記最高裁判決の適用範囲を限定する判決を相次いで出している。

まず、平成28年9月29日判決（平成27年（行ケ）第10184号）は、「【請求項1】ローソク本体から突出した燃焼芯を有するローソクであって、該燃焼芯にワックスが被覆され、かつ該燃焼芯の先端から少なくとも3mmの先端部に被覆されたワックスを、該燃焼芯の先端部以外の部分に被覆されたワックスの被覆量に対し、ワックスの残存率が19%～33%となるようこそぎ落とし又は溶融除去することにより前記燃焼芯を露出させるとともに、該燃焼芯の先端部に3秒以内で点火されるよう構成したことを特徴とするローソク。」とのクレームにおける「こそぎ落とし又は溶融除去することにより」との記載につき、「特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であっても、当該製造方法の記載が物の構造又は特性を明確に表しているときは、当該発明の内容をもとより明確に理解することができるのであるから、このような特段の事情がある場合には不可能・非実際の事情の主張立証を要しないと思われる。」として、明確性要件に違反しないものとしている。

また、知財高裁平成28年11月8日判決（平成28年（行ケ）第10025号）は、「【請求項1】透光性あるシート・フィルムを、80～100cm長さの稲育苗箱の巻取り開始線以外の3方の縁からはみ出させて、稲育苗箱底面に根切りシートとして敷き、その上に初穀マット等の軽い稲育苗培土代替資材をはめ込み、この表面に綿不織布等を敷いて種籾の芒、棘毛を絡ませて固定し、根上がりを防止して、覆土も極少なくて育苗した、軽量稲苗マットを、根切りシートと一緒に巻いて、細い円筒とした、内部導光ロール苗。」及び「【請求項2】80～100cm長さの稲育苗箱にはめ込んだ、成型した初穀マット等の軽い稲育苗培土代替資材の表面に、綿不織布等を敷いて種籾の芒、棘毛を絡ませて固定し、根上が

りを防止し、覆土も極少なくて育苗した、軽量稲苗マットに、透光性あるシート・フィルムを、稲育苗箱の巻取り開始線以外の3方の縁からはみ出させて被せ一緒に巻いて、細い円筒とした、内部導光ロール苗。」とのクレームにつき、「特許請求の範囲に物の製造方法が記載されている場合であっても、前記の一般的な場合と異なり、当該製造方法が当該物のどのような構造又は特性を表しているかが、特許請求の範囲、明細書、図面の記載や技術常識から明確であれば、あえて特許法36条6項2号との関係で問題とすべきプロダクト・バイ・プロセス・クレームに当たるとみる必要はない。」として、明確性要件に違反しないものとしている。

4 出願時の留意事項

本判決後においても、製造方法を含むクレームの記載が、「当該製造方法による物の構造又は特性等が明細書の記載及び技術常識を加えて判断すれば一義的に明らか」といえない場合においては、原則として明確性要件に違反することとなるのであるから、物の発明における特許請求の範囲に、不必要に製造方法を記載すべきでないことに変わりはない。

しかしながら、本判決及びこれに引き続き知財高裁の判決に従えば、プロダクト・バイ・プロセス・クレームが明確性要件に違反するとされる範囲は相当程度限定されることとなるから、当該物の構造、特性等につき、特許請求の範囲、明細書及び図面によって十分に特定している場合においては、物の発明におけるクレームの記載が製造方法と解し得るものとなることにつき、過度に神経質になる必要はなくなったものといえるであろう。

いわゆる人工乳首事件) について雑感

弁理士 荒船良男

(1) このいわゆる人工乳首事件（審決取消請求事件東京高裁平成14年（行ケ）第539号）の判決は衝撃的なものでした。「国内優先をすると出願時が繰り下がる。怖くて国内優先は使えないね。」なんて笑い話にもなったほどです。

この事件で、裁判所は、国内優先を利用してされた後の出願に係る発明が先の出願の明細書等でサポートされているにも関わらず、後の出願に加えた別の実施例によって特許要件の判断時期が後の出願時に繰り下がることと判断しました。

(2) 事件の概要

後の出願の請求項1に係る発明は、「【請求項1】乳幼児の哺乳窩に当接可能な先端部を有する乳頭部と、乳幼児が舌により蠕動運動を行う際に舌を波うつように移動させることのできる表面を有する乳頭部及び乳首胸部と、哺乳瓶と接続するためのベース部と、を有する人工乳首であって、前記乳頭部及び乳首胸部のシリコンゴムから成る壁面の内側に、この壁面より肉厚の薄い伸長部が形成され、この伸長部に隣接して、この伸長部より肉厚が厚い剛性部が交互に形成されていることを特徴とする人工乳首。」というものです。以下、この請求項1に係る発明を発明A、先の明細書に記載されていた実施例の発明をa1、また、発明a1の作用効果を α とします。

そして、後の出願には「伸長部」が螺旋形状の実施例が追加されました。この実施例記載の発明をa2とします。この発明a2は発明a1にはない特有の作用効果(β)を有していました。

裁判所は、「後の出願に係る発明が先の出願の当初明細書等に記載された事項の範囲のものといえるか否かは、単に後の出願の特許請求の範囲の文言と先の出願の当初明細書等に記載された文言とを対比するのではなく、後の出願の特許請求の範囲に記載された発明の要旨となる技術的事項と先の出願の当初明細書等に記載された技術的事項との対比によって決定すべきであるから、後の出願の特許請求の範囲の文言が、先の出願の当初明細書等に記載されたものといえる場合であっても、後の出願の明細書の発明の詳細な説明に、先の出願の当初明細書等に記載されていなかった技術的事項を記載することにより、後の出願の特許請求の範囲に記載された発明の要旨となる技術的事項が、先の出願の当初明細書等に記載された技術的事項の範囲を超えることになる場合には、その超えた部分については優先権主張の効果は認められないというべきである。」と先ず一般論を述べました。

そして、当てはめにおいて、後の出願に作用効果 α とは異なる新たな作用効果 β を奏する実施例を加えることにより、後の出願の特許請求の範囲に記載された発明の要旨となる技術的事項が、先の出願の当初明細書等に記載された技術的事項の範囲を超えることになることは明らかであるから、その超えた部分については優先権の効果は認められないと判断しました。

結果、先の出願と後の出願との間にされた出願の存在を理由に特許法第29条の2の規定によって後の出願を拒絶した審決に誤りはないとしたのです。

(3) 上位概念の発明と下位概念の発明

私は、先後願判断の場合と同様に、上位概念の発明と下位概念の発明とはレベル乃至は次元の異なる発明であると考えます。なぜなら、上位概念の発明と下位概念の発明とは、文言上も実質上も異なり、奏する作用効果も量的又は質的に異なるからです。

上位概念の発明の要旨となる技術的事項は、下位概念の発明の特異性を捨象した一般的な作用効果を奏するものであるのに対して、下位概念の発明は上位概念の発明にはない特有な作用効果をもったものです。上位概念の発明は、下位概念の発明の集合体ではないと思います。したがって、本事件でも、発明Aは発明a1及びa2とは上位概念の発明と下位概念の発明の関係にあると考えるべきだったと思います。

(4) 判決の評価

勿論、特許請求の範囲に記載された発明の要旨となる技術的事項を正しく認定するためには、実施例の発明を参酌する必要があります。

しかし、一旦、特許請求の範囲に記載された発明の要旨となる技術的事項を認定したならば、その技術的事項は変動するものではありません。特許請求の範囲に記載された発明の要旨となる技術的事項は、実施例の発明の集合体ではなく、実施例の発明から特異性を捨象して抽出されるものだからです。

この点、裁判所は、特許請求の範囲に記載された発明の要旨となる技術的事項は、恰も実施例として記載された発明の集合体かのように考え、加えた実施例に特有の作用効果があれば文言が同一の発明であってもその技術的事項は変動するかのような判断をしています。したがって、特許請求の範囲に記載された発明の要旨となる技術的事項は、実施例の発明から特異性を捨象して抽出され変動しないとする立場からは、裁判所の発明の認定そしてそれに基づく判断は誤っていると一言を言わざるを得ません。

(5) いわゆる旋回式クランプ事件

その後、裁判所は、後のいわゆる旋回式クランプ事件（審決取消請求事件知財高裁平成23年（行ケ）第10127号）では、上記いわゆる人工乳首事件とは異なった判断をしました。

裁判所は、「本件発明1, 2では、ガイド溝の傾斜角度に関する特定はされていないから、上記傾斜角度に関する本件発明3の発明特定事項である「傾斜角度を10度から30度の範囲にした」との事項が第1ないし第3基礎出願に係る明細書（図面を含む。）で開示されていないからといって、本件発明1, 2が上記事項を発明特定事項として含む形で特定されて出願され、特許登録されたことになるものではない。この理は、例えば請求項3（本件発明3）が特許請求の範囲の記載から削除された場合を想定すれば、より明らかである。したがって、本件発明1, 2（請求項1, 2）の特許請求の範囲の記載に照らせば、旧特許法41条1項にいう先の出願「の願書に添付した明細書又は図面・・・に記載された発明に基づいて特許出願されたもの」とい得るから、本件発明1, 2について原告が優先権主張の効果を受容できなくなるいわれはない」と判断しました。

この判断は、上位概念の発明と下位概念の発明とはレベル乃至は次元の異なる発明であるとする私の立場からはもっともな判断であると考えます。

(6) まとめ

以上、いわゆる人工乳首事件といわゆる旋回式クランプ事件とは異なる判断がなされていますが、今後は、より新しい判例であるいわゆる旋回式クランプ事件の判断に沿った運用がなされるものであると推測されるので、少なくとも審査、審判段階の危惧が払拭されたものと思われる。

意匠

■ 意匠調査の重要性

新商品を市場に出す際に気をつけて頂きたい権利には、特許権のみならず意匠権があります。弊所では、「実施したいと考えている製品について意匠出願を行ったところ、他者の登録意匠に類似するとして拒絶理由が通知された」や「新商品を開発して販売していたところ、他者から意匠権を侵害していると警告を受けてしまった」などのご相談を頂戴することがあります。このような場合、まず意匠調査を行うことが必須であると考えます。意匠の持つ権利範囲の広狭は、その意匠に係る物品の属する分野により大きく異なります。従いまして、お客様の意匠と問題となった意匠について、一対一の対比を行うだけでは不十分であり、その意匠の特徴となる部分（意匠の要部）を正確に把握し、当該意匠に係る物品の属する分野における周辺意匠を確認し、類似範囲の広狭を検討することが必要となります。

つまり、周辺意匠を調査することで、「他者の登録意匠の権利範囲の広さ」や「どの程度デザインが違えば非類似なのか」が明確となり、「当該物品では意匠の要部はどのように認定されているのか」、「当該要部においてそれぞれの意匠はどの程度相違しているのか」を把握できるため、それらを論理的にまとめ、主張することで、拒絶や警告に対し、的確かつ効果的な対応が可能となります。

もちろん、新商品の製造・販売前に、あるいは、もっと早期の開発段階において、意匠調査を行えば、自らが実施しようとしている意匠が、他者の意匠権を侵害する虞がないかを事前にチェックすることができ、無用な争いやコスト削減につながります。また、意匠調査の他の役立て方として、競合他社の意匠権の取得状況を調査することで、他社のデザイン傾向を把握し、自社独自のデザイン開発の方向性の参考にするといったことも可能です。

弊所におきましては、経験豊かな意匠スタッフが調査実務にも携わることにより、様々な状況において適切なアドバイスが可能です。特許事務所ならではの意匠調査をぜひご活用いただけることを願っております。

商標

■ 「®マーク」(アールマーク)について

®マークとは、商標が登録済みであることを表す記号であり、もともとはアメリカ連邦商標法に規定されたものです。アメリカでは商標の損害賠償を請求するためには®マークをつけることが条件として規定されている一方、日本においては、商標法上「商標にその商標が登録商標である旨の表示を付するように努めなければならない。」(商標法第七十三条)とあり、表示は義務ではありませんが、「登録商標第〇〇〇〇〇〇号」と表示することが望ましいとされています。日本でも表示を行うことで様々なメリットがあり、ブランディングや売上への貢献が可能となります。

弊所ではその効果的な表示方法をご提案しておりますので、ぜひご相談ください。なお、商標登録されていないのに商標登録表示を行ったり、紛らわしい表示を付すると刑事罰の対象となりますので、注意が必要です。

文：弁理士 荒船 博司



海外の特許事情

アメリカ合衆国においては、2017年5月に、特許権侵害訴訟の裁判籍に関する連邦最高裁判所の判決がなされました。28 U.S.C. § 1400 (b)を唯一かつ排他的な条項として、特許権侵害訴訟の裁判管轄地は、国内企業にとっては「被告の居住地」であることが判示され、下級審に差し戻されました。なお、連邦高等裁判所は、外国企業の適切な裁判籍については取り上げておりません。

欧州においては、EPOにおいて、(1)直接の欧州特許出願に対する欧州サーチレポート、(2)PCT出願のEPO国内移行に由来する欧州特許出願に対する補充欧州サーチレポート、及び(3)EPOが国際調査機関として選択されたPCT出願に対する国際調査報告について、第1発明群に対して提起されたオブジェクションを包含するサーチオペニオンが、部分サーチレポートとともに提供されます。ドイツにおいて、連邦憲法裁判所が、大統領に対し統一特許の批准に関する、ドイツ連邦議会及び連邦参議院が既に承認した法案に署名しないように要請しているとの情報があります(2017年7月現在)。批准の更なる遅れが予想されます。

アジアにおいては、韓国において、2017年3月1日以降、審査請求期間が出願日から3年に短縮されました。一方で、実体審査を遅らせたい場合もあることから、「特許審査猶予申請制度」を活用することも考慮すべきと考えます。台湾において、「専利グレースピリオド審査基準」が改訂(2017年5月1日より発行)され、グレースピリオドが12月に延長され、適用される公開事由が緩和されております。シンガポールにおいて、2014年1月14日より導入された補充審査制度が、2020年1月1日以降の出願から、終了する予定です。タイ国において、5年以上特許に係属しているなどの要件や制限を課した上での促進審査手続きが検討されています。

特許協力条約(PCT)においては、その規則改正が2017年7月1日に発行となりました。その内容は、(1)補充国際調査の請求期限について、優先日から19月であったものが、優先日から22月に改正されました。なお、日本国特許庁は、国際調査機関(ISA)として補充国際調査を行っておりません。(2)受理官庁(RO)が先の出願(国際出願の優先基礎出願)の調査結果等に関する情報を、原則として、出願人の請求の有無にかかわらず、ISAに送付することになりました。なお、本件に関し、日本国特許庁は、規則23の2(e)の通告を行っております。(3)各指定官庁に対し、国内段階移行日、国内出願番号、国内公開番号・公開日及び特許付与日・特許番号などの国際出願の所定の国内段階情報の国際事務局への提供が義務付けられました。(以上は、現地代理人ニュースレターなどを参考として所内向けに作成された資料の抜粋であります)

文：弁理士 白井 弘喜

各種セミナーのご紹介

● 技術者向けのセミナー(その2)



- 目的**
- ① 出願書類(特許請求の範囲、明細書)の読み方を習得する。
 - ② 明細書から特許請求の範囲をイメージできるようにする。

- 内容**
- (1) はじめに
 - (2) 出願書類の役割
 - ① 特許願、② 明細書、③ 特許請求の範囲、④ 図面、⑤ 要約書の夫々に記載すべき事項について説明する。
 - (3) 明細書等の読み方
 - 明細書等を効率的に読むための手順を説明する。
 - (4) 演習

明細書から特許請求の範囲(クレーム)を作成する。
具体的には、明細書の課題を把握し、課題を解決するために必要な構成要素を抽出して文章化する。そして、作成した文章中に余計な文言がないか確認する作業をしてクレームを完成させる。できたクレームを担当講師に見せ、合格するまで繰り返す。

- 特徴**
- 講義中心ではなく、演習を通じて理解させる。
 - 少人数形式(8~10名程度)で個別に指導する。

● 詳しくはお問い合わせください

弁理士紹介

弁理士 内田 美乃里

弁理士 帽田 佳那子

私は、2002年に入所し、現在、主にソフトウェア、制御、画像処理に関する特許出願、中間処理等の業務を担当しております。

出願前の面談では、開発者の方から発明の内容だけでなく、その分野の最先端の技術や開発における苦労話を伺うこともあり、たいへん興味深く感じております。

特許出願というと堅苦しく捉えている方もいらっしゃいますが、お客様とのやりとりの中で、不安な点がなくなるよう、発明を適切に保護するために、より良いサービスをご提供することを目標としております。

発明の内容を文章で表現するにあたり、一つの正解があるわけではありませんが、アイデアの本質を見極め、発明の有効な権利化に向けて、お客様をサポートできるよう、努力していきたいと考えております。

また、案件ごとに扱う技術分野も異なりますので、必要な知識の習得等、日々研鑽に励み、お客様のご要望に応えながら、丁寧な対応を心がけて参りたいと思います。



私は、大学で化学を専攻しており、卒業と同時に当事務所に入所しました。

その後、特許出願の明細書作成、拒絶理由通知、拒絶査定等に対する応答書類の作成を行っております。技術分野としては、土木建築、機械分野を経て、現在は化学分野を主に担当しております。

この仕事で大きなやりがいを感じるのは、中間処理で厳しい拒絶理由を受けたときに、試行錯誤して応答案を作成し特許査定になったときだと思います。また、やはりお客様に感謝の言葉を頂いたときには非常に嬉しく思います。

私は、途中、2度の出産で休職をしており、現在は子育てをしながら勤務しています。復職後は慌ただしい毎日で、保育園のお迎えや子供の体調によって急に仕事を休まざるを得ないこともあるため、限られた時間を集中して、効率的に業務が終えられるように常に意識しています。

今後も、仕事と育児の両立を頑張りつつ、仕事においては、お客様に対して信頼して仕事を任せていただけるよう、日々、研鑽に励み、弁理士としての専門性を高めていきたいと思っております。

著作権侵害の主体について

弁護士 中井 英登

1 著作権法上、ある行為の直接的な行為主体(A)の他に、その行為を管理・支配していると認められる、当該行為の実質的な行為主体(B)が存在することがあります。具体的には、差止請求(著作権法112条)等の相手方となる侵害主体の認定や、権利制限規定(著作権法30条以下)が適用される主体の認定の場面です。このとき、誰を行為主体と考えるかによって、著作権侵害の成否が異なってきます。

2 このような事例の代表的な判決として、まず、「クラブキャッツアイ事件」最高裁判決(昭和63年3月15日)が挙げられます。上記判決において、最高裁は、客(A)は、スナック等の経営者(B)の管理のもとに歌唱しており、経営者(B)は、これを利用していわゆるカラオケスナックとしての雰囲気醸成し、営業上の利益を増大させることを意図していることから、客(A)による歌唱は、経営者(B)による歌唱と同視しようと判示して、その演奏権侵害を肯定しました。ここでは、当該行為の実質的な行為主体(B)をもって、著作権侵害の主体と捉えています。そして、同判決以降、「管理(支配)性および利益性という二要素を中心とする事情に着目して規範的に利用行為の主体と評価する考え方」(現代知的財産法 実務と課題)所収論文「いわゆる手足論の再検討」(上野達弘)1120頁)が、いわゆる「カラオケ法理」として、定着するようになりました。

3 その後、最高裁は、「ロクラクII事件」判決(平成23年1月20日)の補足意見で、以下のとおり述べました。①「クラブキャッツアイ事件」最高裁判決は、著作権侵害者の認定に当たっては、単に物理的、自然的に観察するのではなく、社会的、経済的側面をも含めた総合的観察を行うことが相当であるとの考え方を根拠に置くものである。②「カラオケ法理」のいう、行為に対する管理、支配と利益の帰属という二要素は、社会的、経済的な観点から行為の主体を検討する際に、多くの場合、重要な要素であるというにとどまる。③本件録画の過程を物理的、自然的に観察する限りでも、放送の受信、入力過程を誰が管理、支配しているかという点は、録画の主体の認定に関して極めて重要な意義を有する。上記判決は、結局、サービス提供者の複製権侵害を認めたのですが、これは、上記補足意見③の観点から、提供されるサービスを物理的、自然的に観察して、サービス提供者を複製権侵害の主体と判断したものと考えられます。

4 その後の裁判例では、行為に対する管理、支配と利益の帰属の二要素(「ロクラクII事件」判決補足意見のいう社会的、経済的側面)を中心として、著作権侵害の主体が検討されています(注1)。ただし、「自炊代行事件」知財高裁判決(平成26年10月22日)のように、ある行為の直接的な行為主体(A)を著作権侵害の主体と認定する場面でも、上記の二要素について検討されている点に、留意が必要です。

注1) ライブハウスにおける演奏について、店舗共同経営者の演奏主体性を肯定した知財高裁判決(平成28年10月19日)、「銀座クラブチック事件」東京地裁判決(平成26年6月26日)等

銀座界限

てくてく グルメ



光陽の近くにある
人気のグルメスポットに行ってみました!



資生堂パーラー 銀座本店

中央区銀座 8-8-3 東京銀座資生堂ビル4-5階 電話：03-5537-6241



創業以来、銀座の地で人々に愛され続ける洋食レストラン。伝統の味を受け継ぎつつ、新しい価値への挑戦を続ける同店では、懐かしさと共に洗練された雰囲気を感じることができる。平日(16時まで)限定の銀座モダンランチ(4,100円)は、伝統のミートクロケットを含む数種類の料理を少しずつ味わえて満足度も高い。

■営業時間 11:00 ~ 21:30 (L.O.20:30)

源吉兆庵 銀座 松濤 粋

中央区銀座7丁目8-9 宗家 源吉兆庵 銀座本店3階 電話:03-3569-2361(ご予約受付)



和菓子の名店、宗家 源吉兆庵 銀座本店に併設された、日本料理をカジュアルにいただける茶寮。この9月からメニューを一新、松花堂弁当(2,700円)等の食事のみとなるそう。甘味が味わえなくなるのは残念なものの、新しいランチも楽しみです。なお、写真はメニュー変更前のものですので参考までにご覧ください。

■営業時間 月～金 11:30 ~ 14:30
土・祝日 11:30 ~ 16:00
日曜日 休

stone (ストーン)

千代田区有楽町 1-10-1 有楽町ビルディング 1F 電話：03-3213-2651



JR有楽町駅日比谷口正面のビルにある1966年創業の喫茶店。オーナーのご実家が石材店であったことから石のショールームを兼ねた空間として仕上げられた内装は重厚かつモダンで、ジャズに耳を傾けながら格別な時間が過ごせる。コーヒー(480円)の他、ピンク色のミックスジュース(850円)などジュース類も充実。

■営業時間 月～金 8:00 ~ 20:00
土 11:30 ~ 18:00
日・祝日 11:00 ~ 18:00



KOYO
光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17階
TEL：03-5251-5721 (代表) FAX：03-5251-5727
URL：http://www.koyo-patent.co.jp